

今までと違う内容(場所・移動経路等)で依頼をしたい時は？

利用会員が**直接**、援助会員に**活動可能か確認**！

援助会員が**活動可能**

援助会員が子どもと一緒に移動する？

あ る

な い

確認活動が必要です！

利用会員と援助会員双方で「確認活動日」を調整し、
確認活動日をセンターへ連絡してください！
⇒センターより『援助活動日程票』を両会員へ送付します
(この時点で、確認活動日の補償保険が適用)
⇒利用会員・子ども・援助会員で、「確認活動日」に**依頼内容の経路**など確認してください。

具体的に援助を依頼したい日時が決まったら、援助会員へ連絡。
援助会員の了承がとれ次第、センターへFAXまたは電話(留守電可)で報告してください。

センターより利用会員・援助会員へ『援助活動日程票』を送ります
これで**活動が補償保険の適用**となります！

援助会員が**活動不可能**

センターへ相談

『援助活動変更確認書』を提出！

必要事項(利用・援助 両会員自筆署名欄あり)を記入し、FAXまたは郵送・持参(開所時間を確認)で速やかにセンターへ提出してください。

『援助活動変更確認書』を
センターが受理次第、この活動内容でも援助会員へ依頼可能になります！